

令和 2 年 4 月 1 7 日

群馬県内の裁判所を利用される皆様へ

前橋地方裁判所

前橋家庭裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消
等について（お知らせ）

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び群馬県からの外出自粛要請等を踏まえ、群馬県内の裁判所において、4月17日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については、準備が整い次第、下記のとおり取り扱われます。

記

●民事事件及び行政事件

次の事件を除いて指定期日を取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部（係）から連絡があります。御不明の点があれば、担当部（係）にお問い合わせください。

- ・民事保全事件（行政事件の仮の救済手続を含む。）
- ・配偶者暴力等（DV）に関する保護命令事件
- ・人身保護事件
- ・民事執行事件のうち特に緊急性のあるもの
- ・倒産事件のうち特に緊急性のあるもの

●刑事事件

上記の期間に指定されていた公判期日のうち一部について、期日が変

更される見込みです。傍聴券交付については、ホームページの傍聴券交付情報をご覧ください。保釈など緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

●家事事件

調停事件，審判事件等期日が指定されている事件については，次の事件を除き，指定期日を取り消されます。

- ・ 児童福祉法上の一時保護事件，審判前の保全事件等急を要する事件
- ・ 子の監護に関する事件で，特に急を要する事件

人事訴訟事件についても，期日指定がされている事件については，指定期日を取り消されます。

新たな期日については，指定され次第，担当部（係）から連絡があります。御不明の点があれば，担当部（係）にお問い合わせください。

●少年事件

原則として審判期日は取り消されますが，観護措置が取られている事件のほか，特に急を要する事件については，審判期日を開く場合があります。御不明の点があれば，担当部（係）にお問い合わせください。

なお，裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし，郵送により提出された文書も受け付けています。

御理解御協力のほどよろしくお願いいたします。